

## VII 適正利用を促す環境構築



# 1. 適正な利用を促す環境整備

## ①基本的な考え方

- 自転車が安全かつスムーズに走行する環境をつくるためには、走行する場所を物理的に確保すると共に、その場にあった正しい交通ルールで利用することが必要です。
- 「セーフコミュニティとしま」として、安全・安心なまちづくりへ繋がる環境整備を行うと共に、道路を利用する全ての人々が、自転車の交通ルールを理解し、相互に配慮することが必要となります。
- 自転車走行空間の適正な利用を促すため、以下の3つの方針に基づき取組を進めます。

方針

### 1 現地での自転車交通ルールの見える化を行います。

- 自転車は車両であり、車道の左側を通行する交通ルールがあるものの、依然として歩道通行、車道逆走などのルール違反が見られます。
- 自転車走行環境の整備と共に、自転車の進行方向の明示や、路上駐車等を抑制する案内看板などを活用し、外国人でも、その場で交通ルールが一目でわかる、「見える化」を図ります。



方針

### 2 自転車の適正利用を促すための周知・啓発を行います。

- 自転車走行環境を形成し、車道を走行する自転車が安全・快適に移動できるようにするためには、自転車利用者自身が正しい交通ルールを理解し、遵守することが重要です。
- そのため、物理的な場所の整備に合わせて、子どもから高齢者、外国人、子育て世代等の各対象層に対して、適切な周知啓発活動を行うことで、正しい通行の仕方、ルール及びマナーの徹底を図ります。



方針

### 3 歩行者、自動車に対して走行環境確保への理解や配慮を求めます。

- 本計画では、自転車走行環境の整備を通じ、自転車が安全・スムーズな車道側の走行を選択し、結果的に歩道は歩行者が安全に通行する場となるよう環境づくりを進めます。
- そのためには、自転車だけでなく、道路を共有する歩行者、自動車も、自転車の特性を理解し、相互の配慮が必要なため、全ての道路利用者を対象に周知・啓発等を進めます。



## 2. 現地での適正利用のルールに見える化

### ①自転車通行者に対する見える化

#### ■国のガイドラインでの考え方

- 現場において、自転車の通行方向や通行位置等の自転車の通行ルールを分かりやすく伝えられるよう、連続性や直進性を確保する。
- 路面表示・着色や看板について、視覚的に工夫されたデザインや色彩の統一的な運用に努める。

#### ■先行的な事例

- 自転車専用通行帯等の整備に合わせて、自転車の「進行方向」、「逆走禁止」等の案内を行うサインを設置している。（下写真）
- サイクリスト等による模範的な走行方法を伝えるためのモデル走行を実施している。



#### ■本計画での取り扱い

- 自転車ナビライン等を設置した区間について、自転車交通の流出入が発生する交差点付近等を中心に「進行方向」「逆走禁止」等の法定外の案内サインの設置を検討します。
- 案内サインは、東京都、隣接区などの表示例を参考に、実施計画の中で示す基本形に準じた、統一性のある案内サインを設置します。

#### ■進行方向、逆走禁止等の案内サインの例



#### ■サイクリストによるモデル走行の例



## ②自動車利用者に対する見える化

### ■国のガイドラインでの考え方

- 自転車専用通行帯、車道混在等の整備形態では、自転車利用者に対する標識、路面表示等の案内について、自動車利用者も認識できるよう、建築限界※等に留意し、大きさ、設置位置等を配慮する。

※道路等の交通の安全を保つため定められている、建築物等を設置してはいけない範囲を示す交通用語。

### ■先行的な事例（国のガイドライン等での事例）

- 自転車専用通行帯等の整備に合わせて、路上駐車車両に対するメッセージ（路上駐車をやめましょう／駐車禁止など）を付した案内サインを掲出している。（下写真）
- 荷捌きの発生する地区では、実験的に幅広の自転車ナビラインを設置するなど、全国で特殊な対策を検討する事例がある。



### ■本計画での取り扱い

- 自転車通行帯、自転車ナビライン上に駐車車両が発生した場合、自転車走行環境としての機能が損なわれることになります。
- 駐車車両を発生させないように、路上駐停車が多い区間に案内サインを掲出するなど周知啓発を行い、自動車運転者の配慮を求めます。
- ただし、荷捌きによる一時的な停車等が地元地域から求められる場合について、必要に応じて荷捌きスペースを確保する等の対応を個別に検討します。

### ■進行方向、逆走禁止等の案内サインの例



### ■荷捌き車両の停車を想定した路面表示社会実験（札幌市社会実験）



## 3. 適正利用のための周知啓発

### ①基本的な考え方

- 利用ルールの周知啓発については、国のガイドラインにおいても「利用ルールの徹底」として、全国の様々な周知啓発の事例等と共に、必要性が提示されています。
- また、本区でも第二次自転車総合計画（H28.4 策定）の中で、具体的取組を示しています。既存の取組の中に、新たな自転車走行環境の整備区間内での安全な通行方法等を周知していくことが必要です。

#### ■国のガイドラインでの考え方

- 自転車が安全で快適に通行できる利用環境を創出するためには、自転車利用者のみならず、歩行者、自動車など全ての道路利用者に「自転車は車両である」という認識を周知すると共に、自転車の通行や駐輪、自動車の駐車等の、利用ルールの徹底を図る必要がある。
- ①利用ルールの周知、②ルールの遵守に関するインセンティブの付与、③交通違反に対する指導取締りの3つの観点から取り組むべき内容を示している。



#### ■本計画での取り扱い

- 国のガイドラインで定める利用ルールの周知について、区では自転車総合計画に準じた様々な取組を展開しており、今後も継続する方針です。
- これらの取組の中で、新たに整備する自転車走行環境の交通ルールや、自転車走行環境を機能させるための配慮点等を追加し、継続的に取り組んでいきます。
- ルール遵守のインセンティブ（他都市事例は下記参照）、交通違反に対する指導取締りについては、警察等関係団体との連携を図る中で、必要性の判断、効率的な手法等の検討を含めて、協議しながら進めます。

#### ■他都市でのルール遵守のインセンティブの付与に関する事例（自転車運転免許証の発行）



交通安全教育講習



自転車実技講習



筆記試験



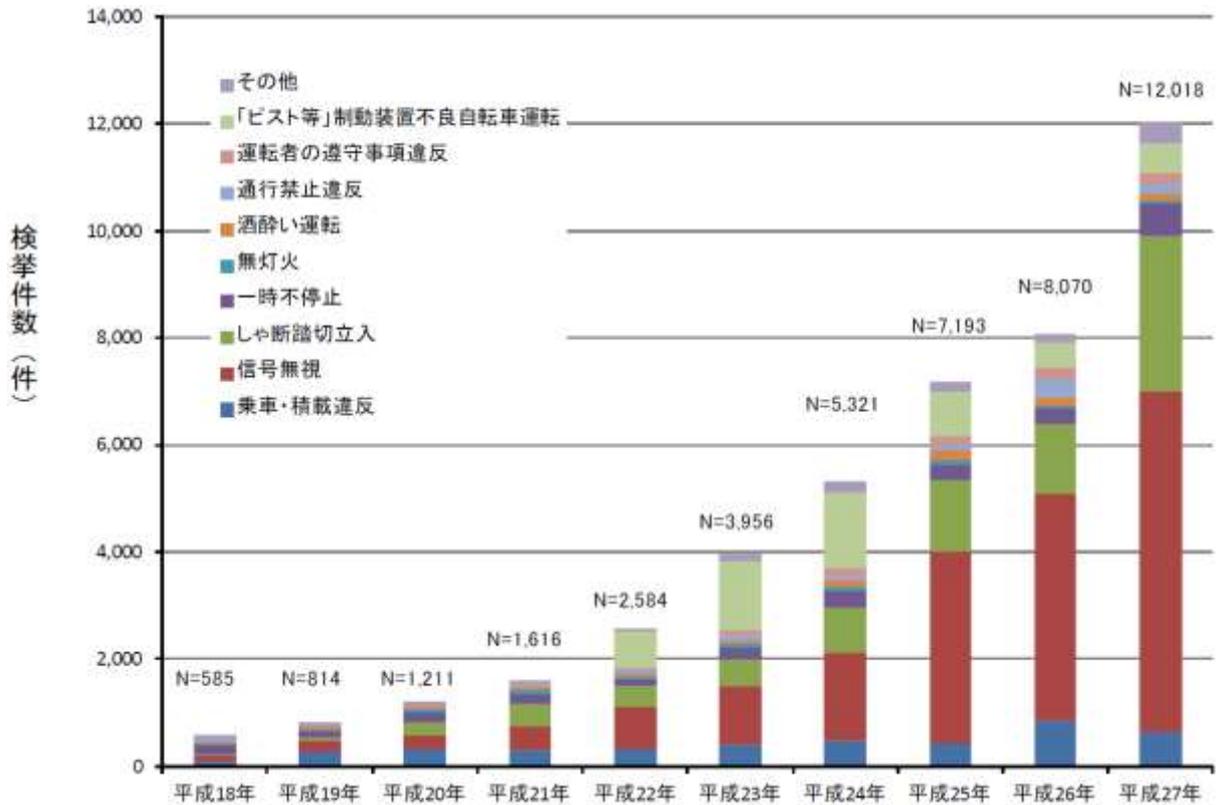
自転車運転免許証

【出典：町田市 HP】

【参考】 国のガイドラインに示す「自転車利用に関するルールの周知啓発活動の取組例」（抜粋）

対象者	実施主体 内容	国、地方公共団体		各種教育機関、PTA	保護者	交通安全協会	地域の自治会、NPO	民間企業、団体
		警察						
市民（児童、学生、運転免許を保有していない者、非従業者等を含む）	自転車ルールの周知徹底 ・自転車運転者として守るべきルールの周知/指導 ・事故の危険性の周知 ・自転車利用時の交通違反に対する罰則の周知 ・自転車の点検や整備の必要性の周知	○	○	○ (児童等)	○ (児童等)	○	○	○
	街頭啓発/指導	○	○	○ (児童等)		○	○	
	交通安全教育に関する市民講座の開設	○	○			○	○	
	自転車安全教室の開催	○	○	○ (児童等)		○	○	○
	自転車ルール認知度テストの実施	○	○	○ (児童等)			○	
	自転車ルールの理解度・技術を競う大会の開催		○ (児童等)	○ (児童等)		○ (児童等)		
	自転車安全利用モデル校の指定	○ (児童等)	○ (児童等)					
	「自転車の日」の制定	○	○					
運転免許保有者	講習内容の充実（免許取得時や免許更新時等） ・自動車運転者として守るべきルールの周知/指導 ・自転車運転者として守るべきルールの周知/指導 ・事故の危険性の周知		○					
	指導員、教職員等 従業者	自転車交通安全指導員の育成	○	○	○			
		業務や通勤で自転車を利用する社員等を対象とした研修の実施						

【参考】 国のガイドラインでの「悪質な交通違反自転車に対する取締りの件数の推移」（抜粋）



※「乗車・積載違反」とは、都道府県公安委員会が定めた乗車人員又は積載重量等の制限に違反する行為をいう。

※「運転者の遵守事項違反」とは、傘さし運転等都道府県公安委員会が定めた禁止事項に違反する行為をいう。

## ②今後活用する区の周知啓発の取組

- 本区では自転車総合計画に準じ、各対象層に適した交通ルール周知啓発活動を進めています。また新たな取組として、自転車通学者への講習会の開催・参加促進を進めていきます。
- これらの取組の中で、新たに整備する自転車走行環境の交通ルールや配慮事項を周知していくことで、自転車走行環境を実現し、持続的に機能するよう取り組んでいきます。

### ■自転車総合計画（第二期）を踏まえた交通ルール・マナーの周知啓発の取組

主な対象者	主な取組主体	現在の取組（実施）	新たな取組（検討）
小学生	区・教育機関	・テキストブック、安全グッズ等の配布	・自転車通学者に対する講習会の開催や参加の促進
中学生	区・教育機関	・スクエアドストレイト授業の開催 ・職場体験学習の実施	
高校生	区・教育機関	－	
大学生他	区・教育機関	－	
従業員（社会人）	企業	－	・警察、都開催の講習会への参加の促進 ・自転車通勤、業務利用等の許可条件としての講習会の参加の促進
自転車購入者	自転車販売店	・販売時等に顧客に対して以下の説明を実施 ①自転車安全利用五則 ②自転車整備の必要性 ③ヘルメット購入助成	（継続的に実施）
幼児の保護者	区・保育園・幼稚園	・教材・チラシ等の配布 ・親子自転車安全教室の実施及び参加者へのヘルメット助成額の優遇 ・ランドセルカバー配布 ・子育てママさん交通安全研修会の開催 ・自転車商業組合協力事業での自転車点検	（継続的に実施）
高齢者	区・町会などの地域コミュニティ	・高齢者交通安全研修会の実施	（継続的に実施）
高齢者の家族等	区・町会などの地域コミュニティ	－	・自転車を利用しようとする高齢者の家族への助言等
自動車運転免許更新者等	警察	・春季、秋季の交通安全運動期間前の講習会の開催	（継続的に実施）
外国人居住者	区	・外国人向け区報等での、外国語による自転車利用のルール・マナーの啓発	（継続的に実施）
観光客（外国人観光客含む）	区・シェアサイクル等の自転車賃貸事業者等	－	・利用会員に対する周知啓発（会員登録時の周知等）
区民全体	区及び区内3警察署	・交通安全のつどいの開催	（継続的に実施）
	警備員による安全利用啓発	・ウィロードでの交通安全指導 ・池袋東西地域の巡回指導	（継続的に実施）
	区報、ホームページ、CATV等	・区報、ホームページ、CATVを活用した啓発活動 ・安全安心メールでの事故情報の配信	・デジタルサイネージ、ICT等を活用した周知啓発

### 【参考】スケアード・ストレイト授業について

- スケアード・ストレイトは、スタントマンが実際の自転車の事故を再現することで、事故の恐怖を実感すると共に、事故に繋がる危険な行為への意識を高める教育手法です。
- 本区では、区立中学校8校のうち、開催希望のあった学校に対して、事故を未然に防ぐ効果的な手法として、当該手法による授業を開催しています。



### 【参考】親子自転車安全教室について

- 子ども乗せ自転車を安全に運転するためのノウハウを伝えるため、年3回を基本として開催している、子育て世帯を対象とした交通安全教室です。
- 交通安全教室の受講者には「親子自転車安全運転者証」が交付されます。これを区内の取扱店で提示すると、通常のヘルメット購入補助事業に加えてさらに1,000円の助成が受けられます。各回10人程度の親子が参加しています。

#### ■講習会風景と親子自転車安全運転者証



#### ■ 幼児・児童用自転車ヘルメット購入補助制度について

- 豊島区では、幼児・児童を自転車の転倒事故から守るため、平成24年度から子ども用自転車ヘルメットの購入補助を実施しています。
- 自転車商協同組合豊島支部と協定を結び、組合に加入する自転車販売店(区内16店舗、H29.12時点)で、下記の条件による割引が受けられます。

#### ▼対象者

区内在住または区内の幼稚園、保育園、小学校などに在籍する満13歳未満の幼児、児童の保護者

#### ▼割引額

SGマーク付ヘルメット1個につき2,000円(2,000円未満の場合その額まで)  
※親子自転車安全運転者証を所有している場合、さらに1,000円割引。

### 【参考】豊島区 自転車の安全利用に関する条例について

- 本区では、自転車の安全利用に向けた取組を推進していくため、自転車総合計画(第一期)に合わせて自転車安全利用に関する条例を制定しています。
- 条例では、主に区、自転車利用者、保護責任者等の責務を明確化しています。

#### ■ 条令の項目

- 区の責務(第3条)
- 自転車利用者の責務(第4条)
- 関係団体の責務(第5条)
- 自転車小売業者の責務(第6条)
- 学校の責務(第7条)
- 保護者の責務(第8条)
- 自転車に関わる利用環境の向上(第9条)
- 指導(第10条)
- 情報提供(第11条)
- 広報啓発(第12条)